

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十九年三月十三日

同	同	同	広島県監査委員
赤	奥	児	中
木		玉	原
稔	兆		好
明	生	浩	治